

まずは民商にご相談を!

税務調査 納税対策

払いたくても
払えない

税金・国保の滞納

営業・生活をおびやかす「取り立て」は違法です。堂々と交渉して解決!

税務調査について

10の心得

落ち着いて、税務署に法律を守らせることが大切。税務署の言いなりはエライ目にあいます。すぐ民商へ相談を。

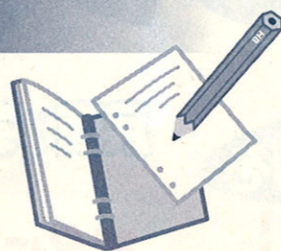
- その1 自主申告こそ納税者の基本的な権利です。
- その2 税務署が来たら必ず身分証明書を確かめる。
- その3 税務調査の理由を明らかにさせる。
- その4 事前に納税者に日時を通知させる。
- その5 勝手に工場や店内を歩かせない。
- その6 調査は目的の範囲内に限定させる。
- その7 勝手に引出しなどをあけさせない。
- その8 信頼できる人に立ち会ってもらう。
- その9 勝手に取引先や銀行に行かせない。
- その10 よく考えてから印鑑を押すこと。

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

「ご存知ですか?」
納税者の権利を

法律にもとづいて
滞納処分から身を守る

10の対策



- 1 営業と生活を守るのは当然の権利
憲法の理念は生活費非課税と応能負担を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。
- 2 書類は捨てずあきらめない
滞納を「恥ずかしい」と放置すると差押えなどが進行します。税務署からの督促状などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で仲間に相談しましょう。
- 3 営業と生活の見直しを
営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合しましょう。毎月ムリのない支払いにするなどの交渉の力になります。

- 4 積極的に「納税の猶予」の申請を
「納税の猶予」(国税通則法46条)「徴収の猶予」(地方税法15条1)を認めさせれば差押えはできません。差押えの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です。
- 5 担保に先日付小切手は絶対きらない
国税庁は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています。(2005年5月17日 衆議院財務金融委員会)きっぱり断りましょう。
- 6 差押えには「換価の猶予」や「差し押えの猶予」を
事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差押えは、猶予または解除できます。「換価の猶予」(国税徴収法151条、地方税法15条5)。



- 7 高すぎる延滞税は免除が当然
延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.4%以下になり全額免除も可能です(国税通則法63条、租税特別措置法94条/地方税法15条9)。
- 8 差押えに関する滞納者の保護規定の主張を
「徴収に必要な財産以外の差押」や「無益な差押」は禁止されています(国税徴収法48条)。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません(国税徴収法基本通達47-17)。

- 9 どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を
「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう(国税徴収法153条、地方税法15条7)。3年継続すると納税義務は消滅します(国税徴収法153条4、地方税法15条7)。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できません(徴収法153条5、地方税法18条1)。

- 10 生存権的財産は憲法に基づき保障される
憲法25条は生存権を保障します。生存権的財産の家や土地の差押えは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差押えはやめさせましょう。

民主商工会とは... 中小業者の営業とくらしを守って60年。全国に25万人、兵庫県下には2万の仲間がいます。民商では、税務署交渉や自治体への国保減免申請などをおこない、商売できる権利、生きる権利を守るため知恵と力を合わせています。

ご相談ください!

- 消費税の納税で悩んでいる
- 記帳のことで相談したい
- 簿記やパソコン会計を覚えたい
- 多重債務を解決したい
- 商売を始めたい、始めようと思っている
- 会社になりたい
- 融資を受けたい
- 労災・雇用保険に加入したい
- 国民健康保険証が手元にない

「“経済的理由”も納税の猶予適用」画期的国会答弁(08.4.16衆)＝国税庁次長

強権的徴収から「生存権的財産」を守ろう!